

新家庭医療専門医制度に基づく家庭医療専攻医の登録に関する細則改定 新旧対照表

旧	新
附則 (特例で家庭医療専門研修を行う場合の領域別研修等) 第 3 条 2017 年以前に臨床研修を修了した者が前条により家庭医療専門研修プログラムで研修を行う場合は、内科 <u>12 カ月</u> 以上、小児科 3 カ月以上、救急科 3 カ月以上からなる領域別研修も行わなければならない、これを含めた個別の研修計画書を理事長に提出し承認を受けた後に、本則第 2 条の研修開始登録を行う。領域別研修の基準は一般社団法人日本専門医機構認定総合診療専門研修プログラムの基準を準用する。 2 前項の研修計画書には、全体の研修期間、家庭医療専門研修、領域別研修の時期や研修施設を記載し、領域別研修に関しては研修内容や質が分かる書類（総合診療専門研修プログラムとして認定されていることを示す書類など）を添付するものとする。ただし、内科の研修期間について、双方の基準を満たしている場合に限り、6 カ月を上限として家庭医療専門研修Ⅱとしても重複して算定することができる。 3 領域別研修の間、専攻医は当該領域の指導医の指導を受けるが、プログラム責任者は研修が円滑に行われるよう継続的な支援を行うものとする。 4 この特例による研修修了後、プログラム責任者の申請に基づき、学会が領域別研修について修了基準に到達したことを確認して修了判定を行う。	附則 (特例で家庭医療専門研修を行う場合の領域別研修等) 第 3 条 2017 年以前に臨床研修を修了した者が前条により家庭医療専門研修プログラムで研修を行う場合は、内科 <u>6 カ月</u> 以上、小児科 3 カ月以上、救急科 3 カ月以上からなる領域別研修も行わなければならない、これを含めた個別の研修計画書を理事長に提出し承認を受けた後に、本則第 2 条の研修開始登録を行う。領域別研修の基準は一般社団法人日本専門医機構認定総合診療専門研修プログラムの基準を準用する。<u>これらの領域別研修はブロック研修を原則とするが、小児科と救急科については他の研修期間中に週半日以上おこなう兼任研修を可とする。兼任研修の期間は週に 1 日、4 カ月の研修をブロック研修 1 カ月相当とする割合で換算する。</u> 2 前項の研修計画書には、全体の研修期間、家庭医療専門研修、領域別研修の時期や研修施設を記載し、領域別研修に関しては研修内容や質が分かる書類（総合診療専門研修プログラムとして認定されていることを示す書類など）を添付するものとする。 3 領域別研修の間、専攻医は当該領域の指導医の指導を受けるが、プログラム責任者は研修が円滑に行われるよう継続的な支援を行うものとする。 4 この特例による研修修了後、プログラム責任者の申請に基づき、学会が領域別研修について修了基準に到達したことを確認して修了判定を行う。